登録番号　生第84941号
変更前　光曜勢見株式会社
変更後　大羽建興株式会社
登録番号　生第83240号
変更前　有限会社ぬぼこ有機栽培研究所
変更後　株式会社NUVOCO
登録番号　生第81515号
変更前　鹿児島県出水市緑町１番３号
変更後　鹿児島県出水市野田町下名7035番地

○農林水産省告示第六百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第１項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十七日　農林水産大臣　赤松　広隆

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80801号	し尿汚泥肥料	ブラックパワー	秋田県仙北市	秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
生第82597号	汚泥発酵肥料	ブラックパワーⅡ	秋田県仙北市	秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
生第84531号	液状複合肥料	たわわに実る月桃１号	日本月桃株式会社	沖縄県那覇市前島二丁目15番12号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第１項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第１項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
平成二十二年二月二十六日
(2)　登録番号
国土交通大臣　31
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社東京建築検査機構
(4)　住所
東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
(5)　代表者の氏名
早田　平
(6)　登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区東日本橋一丁目一番四号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
秋田　一彦、長谷川歳恭、青山　惠美、早川　峰雄、田中　勉、小山　博行、髙橋　和也、今村　大平、戸田　勝久、佐藤　純
(9)　役員の氏名
早田　平、髙橋　公夫、秋田　一彦、小林　勝一、髙橋　正
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
秋田　一彦
(11)　評価の業務を行う区域
宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼部を除く）、神奈川県、新潟県（島嶼部を除く）、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県の全域

○国土交通省告示第四百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
国土交通大臣　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人ベターリビング
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	大塚麻弥子、金山　眞人、上野　智子、西島　正彦

(2)　変更年月日
平成二十一年十一月三十日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	小林　浩一
変更後	繁尾　和男、八重樫淳雅

(2)　変更年月日
平成二十二年一月二十日

○国土交通省告示第四百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十七日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
国土交通大臣　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本ＥＲＩ株式会社